

○富山県公害防止条例

昭和45年6月17日

富山県条例第34号

富山県公害防止条例を公布する。

富山県公害防止条例

富山県公害防止条例(昭和43年富山県条例第17号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 規制措置(第8条—第20条)

第3章 削除

第4章 雑則(第24条—第27条)

第5章 罰則(第28条—第32条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、富山県環境基本条例(平成7年富山県条例第46号)第3条に定める環境の保全及び創造についての基本理念にのっとり、法令に特別の定めがあるものを除くほか、公害の防止に関し必要な事項を定めることにより、県民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図り、もつて県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(平6条例35・平7条例46・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、富山県環境基本条例第2条第3項に規定する公害をいう。

2 この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

3 この条例において「ばい煙等」とは、ばい煙(燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物及び燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん並びに物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。))に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗ふつ化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるもの(以下「大気関係有害物質」という。)をいう。以下同じ。)、粉じん(物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。以下同じ。)、有害ガス(ばい煙であるいおう酸化物及び大気関係有害物質を除く。以下同じ。)、汚水、廃液、騒音、振動及び悪臭をいう。

4 この条例において「特定施設」とは、工場又は事業場(以下「工場等」という。)に設置される施設のうち、ばい煙等を発生し、又は排出する施設であつて規則で定めるものをいう。

5 この条例において「特定地下浸透水」とは、カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるもの(以下「水質関係有害物質」という。)を、その施設において製造し、使用し、又は処理する汚水又は廃液に係る特定施設を設置する工場等(以下「水質関係有害物質使用特定事業場」という。)から地下に浸透する水で当該特定施設に係る汚水又は廃液(これらを処理したものを含む。)を含むものをいう。

(昭46条例1・昭51条例1・平2条例39・平7条例46・一部改正)

(環境基準)

第3条 知事は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 知事は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、前項の基準が確保されるように努めなければならない。

3 知事は、第1項の基準を定めようとするときは、富山県環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

(昭46条例1・追加、平6条例35・一部改正、平7条例46・旧第7条の2繰上)

第4条から第7条まで 削除

(平7条例46)

第2章 規制措置

(規制基準の設定)

第8条 知事は、特定施設又は特定施設を設置している工場等から発生し、又は排出されるばい煙等の濃度、程度又は大きさ(以下「濃度等」という。)の許容限度(以下「規制基準」という。)を規則で定めるものとする。

2 前項の規制基準は、地域又は水域の特殊性、特定施設の種類の種類、時間の区分等に応じて定めることができる。

3 第3条第3項の規定は、第1項の規定による規制基準の設定並びに変更及び廃止について準用する。

(昭46条例1・旧第7条繰下・一部改正、平7条例46・一部改正)

(特定施設の設置の届出)

第9条 特定施設(騒音に係る特定施設を除く。以下この項において同じ。)を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類
- (4) 特定施設の構造及び使用の方法
- (5) ばい煙等(騒音を除く。)の処理の方法
- (6) その他規則で定める事項

2 工場等(騒音に係る特定施設が設置されていないものに限る。)に騒音に係る特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 騒音に係る特定施設の種類ごとの数
- (4) 騒音の防止の方法
- (5) その他規則で定める事項

3 前2項の規定による届出には、当該特定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。(経過措置)

第10条 一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。)は、当該施設が特定施設となつた日から30日以内に、規則で定めるところにより、特定施設の種類に応じ前条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。(特定施設の構造等の変更の届出)

第11条 第9条第1項又は前条第1項の規定による届出(騒音に係るものを除く。)をした者は、その届出に係る第9条第1項第4号又は第5号に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、当該事項の変更が当該特定施設(ばい煙又は汚水若しくは廃液に係る特定施設を除く。以下この項において同じ。)又は当該特定施設を設置している工場等に係るばい煙等(ばい煙又は汚水若しくは廃液を除く。)の濃度等の増加を伴わない場合は、この限りでない。

2 第9条第2項の規定又は騒音に係る前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第9条第2項第3号又は第4号に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、同項第3号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合又は同項第4号に掲げる事項の変更が当該騒音に係る特定施設を設置する工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。

(昭46条例1・一部改正)

(計画変更命令及び計画変更勧告)

第12条 知事は、第9条第1項又は前条第1項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定施設に係るばい煙等の濃度等が当該特定施設又は当該特定施設を設置している工場等に係る規制基準に適合しないと認めるとき、又は特定地下浸透水が水質関係有害物質を含むものとして規則で定める要件に該当すると認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙等の処理の方法に関する計画の変更(同項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第9条第1項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

2 知事は、第9条第2項又は前条第2項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る騒音に係る特定施設を設置している工場等(以下「特定工場等」という。)において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境がそこなわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は騒音に係る特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(平2条例39・一部改正)

(実施の制限)

第13条 第9条第1項の規定による届出をした者又は第11条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙等の処理の方法を変更してはならない。

2 第9条第2項の規定による届出をした者又は第11条第2項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る騒音に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る騒音に係る特定施設の種類ごとの数若しくは騒音の防止の方法を変更してはならない。

3 知事は、第9条第1項若しくは第2項又は第11条第1項若しくは第2項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前2項に規定する期間を短縮することができる。

(使用開始の報告)

第13条の2 第9条第1項若しくは第2項又は第11条第1項若しくは第2項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定施設の設置又は変更の工事をした場合において、その工事に係る施設の全部又は一部の使用を開始しようとするときは、当該開始しようとする日の10日前の日から当該開始しようとする日の5日前までの間において、規則の定めるところにより、その旨を知事に報告しなければならない。

(昭46条例1・追加)

(氏名の変更等の届出)

第14条 第9条第1項若しくは第2項又は第10条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第9条第1項第1号若しくは第2号又は同条第2項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特

定施設の使用を廃止したとき、若しくはその届出に係る特定工場等に設置する騒音に係る特定施設のすべてを廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第15条 第9条第1項若しくは第2項又は第10条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設(騒音に係る特定施設にあつては、その届出に係る特定工場等に設置するすべてのもの。以下この条において同じ。)を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第9条第1項若しくは第2項又は第10条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(当該届出に係る特定施設を承継させる場合に限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継する法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第9条第1項若しくは第2項又は第10条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継のあつた日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(平13条例1・一部改正)

(規制基準の遵守義務)

第15条の2 特定施設(ばい煙又は汚水若しくは廃液に係る特定施設を除く。以下この条において同じ。)又は特定施設を設置している工場等からばい煙等(ばい煙又は汚水若しくは廃液を除く。)を発生し、又は排出する者は、規制基準を遵守しなければならない。

(昭46条例1・追加)

(ばい煙の排出の制限)

第15条の3 ばい煙に係る特定施設において発生するばい煙を大気中に排出する者(以下「ばい煙排出者」という。)は、そのばい煙の濃度等が当該ばい煙に係る特定施設の排出口(ばい煙に係る特定施設において発生するばい煙を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。)において規制基準に適合しないばい煙を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設がばい煙に係る特定施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。)の当該施設において発生し、大気中に排出されるばい煙については、当該施設がばい煙に係る特定施設となつた日から6月間(当該施設が規則で定める施設である場合にあつては、1年間)は、適用しない。

(昭46条例1・追加)

(汚水又は廃液の排出の制限)

第15条の4 汚水又は廃液に係る特定施設を設置する工場等(以下「特定事業場」という。)から公共用水域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域をいう。)に排出される汚水又は廃液(以下「排水」という。)を排出する者は、その排水の濃度等が当該特定事業場の排水口(排水を排出する場所をいう。以下同じ。)において規制基準に適合しない排水を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設が汚水又は廃液に係る特定施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。)の当該施設を設置している工場等から排出される汚水又は廃液については、当該施設が汚水又は廃液に係る特定施設となつた日から6月間(当該施設が規則で定める施設である場合にあつては、1年間)は、適用しない。

(昭45条例1・追加)

(特定地下浸透水の浸透の制限)

第15条の5 水質関係有害物質使用特定事業場から水を排出する者(特定地下浸透水を浸透させる者を含む。)は、第12条第1項の規則で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させてはならない。

(平2条例39・追加)

(改善勧告及び改善命令等)

第16条 知事は、特定施設(ばい煙、汚水若しくは廃液又は騒音に係る特定施設を除く。以下この項において同じ。)に係るばい煙等(ばい煙、汚水若しくは廃液又は騒音を除く。以下この項において同じ。)の濃度等が当該特定施設又は当該特定施設を設置している工場等に係る規制基準に適合しないと認めるときは、当該ばい煙等を発生し、又は排出する者に対し、期限を定めて、当該特定施設の構造若しくは使用の方法又は当該特定施設に係るばい煙等の処理の方法を改善すべきことを勧告し、若しくは命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙の濃度等が排出口において規制基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙に係る特定施設に係るばい煙の処理の方法を改善すべきことを勧告し、若しくは命じ、又は当該ばい煙に係る特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

3 知事は、排水を排出する者が、その排水の濃度等が当該特定事業場の排水口において規制基準に適合しない排水を排出するおそれがあると認めるとき、又は前条に規定する者が、第12条第1項の規則で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて汚水若しくは廃液に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法を改善すべきことを勧告し、若しくは命じ、又は汚水若しくは廃液に係る特定施設の使用若しくは排水の排出若しくは特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる。

4 知事は、特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境がそこなわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は騒音に係る特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

5 知事は、第12条第2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで騒音に係る特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条第2項又は前項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は騒音に係る特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

6 第1項及び第2項の命令に係る規定並びに前項の規定は、第10条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定施設(汚水又は廃液に係る特定施設を除く。)については、同項に規定する特定施設となつた日から6月間(ばい煙又は粉じん若しくは有害ガスに係る特定施設であつて規則で定めるものにあつては1年間、騒音に係る特定施設にあつては3年間、悪臭に係る特定施設にあつては2年間)は、適用しない。ただし、その者が当該特定施設に係る第11条第1項又は第2項の規定による届出をした場合において、当該届出が受理された日から同条第1項の規定による届出にあつては60日、同条第2項の規定による届出にあつては30日を経過したときは、この限りでない。

(昭46条例1・平2条例39・一部改正)

(改善措置の報告)

第17条 第16条第1項、第2項、第3項又は第5項の規定により改善すべきことを命ぜられた者は、その命令に基づく措置をとつたときは、規則の定めるところにより、すみやかに、その旨を知事に報告しなければならない。

(昭46条例1・旧第18条線上・一部改正)

(測定義務)

第18条 水銀又は水銀化合物その他規則で定める物(以下この条において「特定物質」という。)に係る特定施設を設置している者は、規則で定めるところにより、当該特定施設又は当該特定施設を設置している工場等から発生し、又は排出されるばい煙等における特定物質の濃度等を測定し、その結果を記録するとともに、これを知事に報告しなければならない。

(昭46条例1・旧第19条線上)

(事故時の措置)

第18条の2 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、汚水又は廃液に係る特定施設の破損その他の事故が発生し、水質関係有害物質を含む水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き水質関係有害物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

2 知事は、特定事業場の設置者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずることを命ずることができる。

(平2条例39・追加)

(公害の防止の緊急措置)

第19条 知事は、特別の事情の発生により、著しい公害が発生し、又は発生するおそれがあるため、緊急に対策を講ずることが特に必要があると認めるときは、その原因となるばい煙等が発生し、又は排出する者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

(昭46条例1・旧第20条線上)

(深夜騒音等の防止の措置)

第20条 知事は、深夜(午後11時から翌日の午前6時までの時間をいう。)における営業又は作業に係る騒音により、その周辺の生活環境が著しくそこなわれると認めるときは、当該営業を営む者又は当該作業を行なう者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 知事は、商業宣伝を目的として拡声機を使用する放送に係る騒音により、その周辺の生活環境が著しくそこなわれると認めるときは、当該拡声機を使用して放送する者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

(昭46条例1・追加)

第3章 削除

(平6条例35)

第21条から第23条まで 削除

(平7条例46)

第4章 雑則

(平7条例46・章名追加)

(事前協議)

第24条 工場等を新設し、又は増設しようとする事業者は、当該工場等が公害を発生させるおそれのあるものであるときは、あらかじめ、公害の発生の防止について県及び関係市町村と十分協議するものとする。

(平7条例46・全改)

(報告及び検査)

第25条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定施設を設置する者に対し、当該特定施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又は当該職員に、特定施設を設置する者の工場等に立ち入り、当該特定施設その

他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に、これを提示しなければならない。

(援助)

第26条 県は、事業者が行なう公害の防止のための施設の整備等について、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

2 前項の援助を行なうにあつては、小規模事業者に対し、特別の配慮をするものとする。

(規則への委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第28条 ばい煙若しくは汚水若しくは廃液に係る特定施設に係る第12条第1項の規定による命令又は第16条第2項若しくは第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 第12条第1項の規定による命令(前項に規定する特定施設に係るものを除く。)又は第16条第1項若しくは第5項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(昭46条例1・平4条例1・一部改正)

第28条の2 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条の3第1項又は第15条の4第1項の規定に違反した者

(2) 第18条の2第2項の規定による命令に違反した者

2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の禁錮又は20万円以下の罰金に処する。

(昭46条例1・追加、平2条例39・平4条例1・一部改正)

第28条の3 ばい煙又は汚水若しくは廃液に係る第9条第1項又は第11条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

(昭46条例1・追加、平4条例1・一部改正)

第29条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 粉じんに係る第9条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) ばい煙、粉じん又は汚水若しくは廃液に係る第10条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 粉じんに係る第11条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(4) 第13条第1項の規定に違反した者(ばい煙又は汚水若しくは廃液に係る特定施設の設置又は構造等の変更の届出をした者に限る。)

(5) ばい煙、粉じん又は汚水若しくは廃液に係る第25条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はばい煙、粉じん又は汚水若しくは廃液に係る同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(昭46条例1・全改、平4条例1・一部改正)

第30条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第1項の規定による届出(ばい煙、粉じん又は汚水若しくは廃液に係るものを除く。以下この号において同じ。)をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第9条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第13条第1項の規定に違反した者(前条第4号に該当する者を除く。)

(平4条例1・追加)

第31条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第1項の規定による届出(ばい煙、粉じん又は汚水若しくは廃液に係るものを除く。以下この号において同じ。)をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第11条第1項の規定による届出(ばい煙、粉じん又は汚水若しくは廃液に係るものを除く。以下この号において同じ。)をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第11条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(4) 第25条第1項の規定による報告(ばい煙、粉じん又は汚水若しくは廃液に係るものを除く。以下この号において同じ。)をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査(ばい煙、粉じん又は汚水若しくは廃液に係るものを除く。)を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(昭46条例1・全改、平4条例1・旧第30条繰下)

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第28条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(昭46条例1・一部改正、平4条例1・旧第31条繰下、一部改正)

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第4項、第2章(第20条の規定を除く。)及び第5章の規定は、規則で定める日から施行する。

(昭和45年規則第31号で昭和45年9月1日から施行)

(経過措置)

2 改正前の富山県公害防止条例(以下「旧条例」という。)第5条の規定によりなされた施設の設置の届出(同条

の規定による変更の届出をする必要があつた場合においては、当該届出した者に係る届出に限る。第5項において同じ。)は、この条例施行の際現に当該届出に係る施設が設置されていない場合においては、第9条第1項又は第2項の規定による届出とみなす。

3 前項の場合において、第12条の規定は、当該届出をした者に対しては、適用しない。ただし、その者が当該特定施設に係る第11条第1項又は第2項の規定による届出をした場合においては、この限りでない。

4 第2項の場合において、第16条第1項及び第5項の規定は、騒音又は悪臭に係る特定施設に係る届出をした者に対しては、この条例の施行の日から、騒音に係る特定施設にあつては3年間、悪臭に係る特定施設にあつては2年間は、適用しない。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

(昭46条例1・全改)

5 旧条例第5条の規定によりなされた施設の設置の届出は、この条例施行の際現に当該届出に係る施設が設置されている場合においては、第10条第1項の規定による届出とみなす。

6 旧条例第5条の規定によりなされた施設の変更の届出は、この条例施行の際現に当該届出に係る施設が変更されていない場合においては、第11条第1項又は第2項の規定による届出とみなす。この場合においては、第3項及び第4項の規定を準用する。

7 旧条例による富山県公害対策審議会は、この条例による富山県公害対策審議会となるものとする。

8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(昭和46年条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定、第8条を削る改正規定、第11条第1項ただし書の改正規定、第15条の次に3条を加える改正規定、第16条の改正規定、第18条の改正規定、第19条を第18条とする改正規定、第28条の改正規定、第28条の次に2条を加える改正規定、第29条の改正規定、第30条の改正規定、第31条の改正規定及び附則第4項の改正規定並びに附則第2項、第3項及び第4項の規定は、規則で定める日から施行する。

(昭和46年規則第40号で昭和46年7月10日から施行)

(経過措置)

2 前項ただし書に掲げる規定の施行の際現にばい煙又は汚水若しくは廃液に係る特定施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)であつて、改正前の第9条第1項又は第10条第1項の規定による届出(附則第2項又は第5項の規定により届出とみなされたものを含む。)をした者に関する改正後の第15条の3第1項及び第15条の4第1項の規定の適用については、前項ただし書に掲げる規定の施行の日から6月間(当該ばい煙又は汚水若しくは廃液に係る特定施設が規則で定める施設である場合にあつては、1年間)は、適用しない。

3 第1項ただし書に掲げる規定の施行の際現に改正前の第16条第6項及び附則第4項の規定により第16条第2項及び第3項の規定を適用しないこととされているばい煙又は粉じん若しくは有害ガスに係る特定施設については、改正後の第16条第1項又は第2項の命令に係る規定は、第1項ただし書に掲げる規定の施行の日から6月間(当該ばい煙又は粉じん若しくは有害ガスに係る特定施設が規則で定める施設である場合にあつては、1年間)は、適用しない。

4 第1項ただし書に掲げる規定の施行の前日にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(昭和51年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和60年条例第49号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年1月12日から施行する。

(富山県公害防止条例の一部改正に伴う委員の任期の特例)

3 前項の規定による改正後の富山県公害防止条例第22条第1項の規定による委員数の増加に伴つて新たに任命される委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、昭和61年5月16日までとする。

附則(平成2年条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、平成2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第15条の5及び第16条第3項の規定は、この条例の施行の際現に富山県公害防止条例第2条第4項に規定する特定施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)の当該特定施設を設置している工場又は事業場から浸透するこの条例による改正後の第2条第5項に規定する特定地下浸透水については、この条例の施行の日から6月間は、適用しない。

附則(平成4年条例第1号)

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附則(平成6年条例第35号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

附則(平成7年条例第46号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。
附則(平成13年条例第1号)
この条例は、平成13年4月1日から施行する。